様式第三号二十四ページ中「子育て世代包括支援センター」を「こども家庭センター」に改める。
様式第三号二十五ページ中「精密検査実施日」を「精密検査受診日」に改める。
様式第三号二十六ページ、二十八ページ及び三十ページ中「子育て世代包括支援センター」を「こども家庭センター」に改める。
様式第三号三十一ページ中「　か月　日」を「　歳　か月」に改める。
様式第三号三十二ページ中「子育て世代包括支援センター」を「こども家庭センター」に改める。
様式第三号三十三ページ中「　か月　日」を「　歳　か月」に、「精密検査実施日」を「精密検査受診日」に、「下顎前歯」を「下顎前歯」に改める。
様式第三号三十四ページ中「子育て世代包括支援センター」を「こども家庭センター」に改める。
様式第三号三十六ページ中「書きますか。」を「描けますか。」に、「子育て世代包括支援センター」を「こども家庭センター」に改める。
様式第三号三十七ページ中「自宅で」を「自宅などで」に、「下顎前歯」を「下顎前歯」に改める。
様式第三号三十八ページ及び四十ページ中「子育て世代包括支援センター」を「こども家庭センター」に改める。
様式第三号四十二ページ中「書けますか。」を「描けますか。」に、「子育て世代包括支援センター」を「こども家庭センター」に改める。

第四条　里親が行う養育に関する最低基準（平成十四年厚生労働省令第百十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（家庭環境の調整への協力） **第二十条**　専門里親は、児童相談所長が児童家庭支援センター、里親支援センター、法第十一条第四項の規定により同条第一項第二号へに掲げる業務に係る事務の委託を受けた者、児童委員、福祉事務所等の関係機関と連携して行う委託児童の家庭環境の調整に協力しなければならない。	（家庭環境の調整への協力） **第二十条**　専門里親は、児童相談所長が児童家庭支援センター、法第十一条第四項の規定により同条第一項第二号へに掲げる業務に係る事務の委託を受けた者、児童委員、福祉事務所等の関係機関と連携して行う委託児童の家庭環境の調整に協力しなければならない。

（障害児通所給付費等の請求に関する内閣府令の一部改正）

第五条　障害児通所給付費等の請求に関する内閣府令（平成十八年厚生労働省令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　［略］ ２　［略］ ３　この府令において「電子情報処理組織」とは、審査支払機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、障害児通所給付費等の請求をしようとする指定障害児通所支援事業者（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。以下同じ。）、指定障害児入所施設等（法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援事業者（法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下同じ。）の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 （障害児通所給付費の請求） **第二条**　指定障害児通所支援事業者は、障害児通所給付費を請求しようとするときは、指定通所支援（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）の事業を行う事業所ごとに、こども家庭庁長官が定める事項を電子情報処理組織を使用してこども家庭庁長官が定める方式に従って入出力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録して行うものとする。	（定義） **第一条**　［同上］ ２　［同上］ ３　この府令において「電子情報処理組織」とは、審査支払機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、障害児通所給付費等の請求をしようとする指定障害児通所支援事業者等（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等をいう。以下同じ。）、指定障害児入所施設等（法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援事業者（法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下同じ。）の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 （障害児通所給付費の請求） **第二条**　指定障害児通所支援事業者等は、障害児通所給付費を請求しようとするときは、指定通所支援（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）の事業を行う事業所ごとに、こども家庭庁長官が定める事項を電子情報処理組織を使用してこども家庭庁長官が定める方式に従って入出力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録して行うものとする。